

質問に対する回答について

工事名) 東北自動車道 国見橋床版修繕工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	<p>入札説明書 技術評価項目① 技術提案：社会要請－交通の確保 「昼夜連続車線規制で施工する車線シフトは含まない」との記載がありますが、車線シフトとは規制を実施し、路面標示工及び路面標示消去工～仮設防護柵の設置～規制完了までの作業と考えてよろしいでしょうか。その場合、工程短縮に関する昼夜連続規制日数は規制完了後からの日数のカウントでよろしいでしょうか。また、令和7年度の場合5月7日から車線シフトを開始する考えでよろしいでしょうか。</p>	<p>車線シフトとは、車線シフトのための路面標示消去工～路面標示工～仮設防護柵の設置の作業となります。令和7年度の場合の車線シフトの開始時期については、そのとおりです。</p>
2	<p>特記仕様書 25-8-2 特許使用料 設計図 11/173～14/173 特記仕様書に示されるとおり、当該工法は、「特開 2013-060710 号」と示されており、伸縮装置上に舗装工は施されない構造となりますが、設計図面との整合がとれていないようです。特記仕様書に準ずるといふことでよろしいでしょうか。</p>	<p>特記仕様書 25-8-2「特許使用料」に示す「特開 2013-060710 号」は、橋梁ジョイント構造に関する事項を示しており、設計図面のとおり RC 連結ジョイント上の舗装工を施工します。</p>
3	<p>特記仕様書 8-1 作業抑制期間 石母田橋・厚樫橋の上下線の施工を標準案工程より前倒しで完了した場合、国見橋の施工を令和 9年 5月 12日から支保工（盤下げ含む）を開始してもよろしいでしょうか。</p>	<p>特記仕様書 8-6「通行止め・ランプ閉鎖規制」に示す規制時期で計画してください。</p>
4	<p>参考図 148/173～166/173 支保工を設置する計画ですが、設置する基盤の地耐力については詳細設計業務にて検討するという考えでよろしいでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
5	<p>設計図 46/173～47/173、73/173～80/173 石母田橋・厚樫橋の施工は走行車線と追い越し車線に分割して施工する計画となっていますが、設計図中の伸縮装置の詳細図は分割する構造となっております。分割して施工するという考えでよろしいでしょうか。</p>	<p>分割して施工することを想定しており、施工ステップに応じた伸縮装置の施工となります。</p>